

【法案の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出するもの

【法案の主な概要】

■ 講ずべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、

①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの。

- 少子化対策（既に成立した子ども・子育て関連法の着実な実施 等）
- 医療制度（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等）
- 介護保険制度（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等）
- 公的年金制度（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等）

※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、
医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を整備

■ 地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議

政府は、病床の機能分化、医師等の確保及び国保の見直しに関する事項その他地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるものについて必要な措置を講ずるに当たっては、地方六団体の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、当該措置について理解を得ることを目指す

■ 施行期日

公布の日（一部を除く。）

地方6団体のご意見に対する厚生労働省の考え方

国民健康保険制度について

○後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生じる財源を国保に優先投入することをはじめとする財政基盤の確立など、国保の構造的な問題を抜本的に解決する方策を講ずべき。



○現在の国保の赤字の原因や運営上の課題を分析した上で、国保の財政支援の拡充により、国保が抱える財政上の構造問題の解決を図っていく。
○国保の運営業務に関する都道府県と市町村との役割分担の具体的内容についても、今後、地方団体と十分協議していきたい。
○なお、後期高齢者支援金を全面総報酬割とした場合に生ずる税財源については、限られた財源をいかに効率的・効果的に用いるかという観点から、社会保障の機能強化につながるよう有効に活用し、国民に広く還元するよう検討することが必要。

医療提供体制について

○地域医療ビジョンの策定、病床の機能分化等について、都道府県に実効性のある権限・財源を付与すべき。



○地域医療ビジョンを実現するために必要な措置として都道府県の役割を強化することや、新たな財政支援制度を創設することについて、社会保障審議会医療部会で議論を開始したところであり、同部会での意見書とりまとめに向けて、引き続き議論を行う。

介護保険制度について

○効率化・重点化、要支援者への支援の見直しは、格差が生じない制度設計をし、介護予防は十分な財源を確保すべき。



○介護保険制度の見直しについては、現在社会保障審議会介護保険部会でご議論いただいております。地方自治体の事務負担や財政負担が過大なものにならないよう検討を進めていく。
○予防給付を移行する地域支援事業は、予防給付と同じ財源構成とし、市町村のサービス確保、介護予防等の取組が適切に進むよう制度の具体化に向け議論を行う。

少子化対策について

○地方が地域の実情に合った幅広い取組を迅速に講じることができるよう必要な支援を図るべき。



○待機児童解消加速化プランの推進とともに、子ども・子育て支援新制度において、市町村が地域の需要を把握した上で策定した計画に基づき、地域の実情に合った子ども・子育て支援を実施する。それに向け、関係者と意見交換を行うなど連携を図りながら進めるとともに、必要な財源の確保に努める。